

孫呉政権の形成

渡邊 義浩

はじめに

- 一、孫氏の台頭
 - 二、袁術と孫氏
 - 三、北来「名士」と江東人士
 - 四、赤壁の戦い
- おわりに

はじめに

三世紀中国の長江下流域に成立した孫呉政権に関しては、相反する二つの見方が提出されている。一方は、当該社会の後進性を立論の前提とするもので、宮川尚志・川勝義雄を代表とする。宮川尚志は、孫氏の武力と淮河系豪族の実力を重視し、領兵制として現れる江南豪族の土着性に、君主が中書系統を中心とする官僚制で対抗した政権であると孫呉

政権を規定し、また川勝義雄は、江南を開発途上にある植民地と位置づけて、江南の後進性に規定された孫呉政権が、世兵制や奉邑制で公認される開発領主体制を本質とすることを主張した。^{三〇}

他方、同時代の華北と同様に、政権における知識人の果たした役割を重視する大川富士夫は、孫氏の声望を支えた江北士大夫に対抗しつつ、江南豪族の士大夫化が進行したことを説き、君主権に迎合する江南豪族や校事などの権臣と江北・江南の両士大夫層との対立に六朝貴族制の原型を見る。^{三一}田余慶もまた、江東大族と孫氏との関係から政権を分析し、孫策が江東大族を武力で弾圧した誅戮期、孫権が淮北勢力だけでは江東を支配できず江東大族の協力を仰いだ羈縻期、顧雍・陸遜が文武の頂点に立ち政権の江東化が完成した依存期の三期に分け、両者の関係を考察している。^{三二}

石井仁は、これらの研究がおしなべて集団構成員の復原と政権の結合原理のみを分析対象とすることを批判し、政権の構成原理である將軍を頂点とする序列を解明した。その結果、孫呉政権の後進性と封建制への傾斜という従来の、これとに前者に強く見られた研究の大前提を打破するとともに、孫呉政権を「偏覇」ではなく天下統一を国是とする政権と評価したのである。^{三三}

山越の広汎な存在に象徴される「後進」性と「呉の四姓」や「會稽の四姓」へと結実する「名士」層の発展とを、いかに整合的に理解するのかという問題は、当該時代の長江下流域の独自の社会のあり方から究明されるべきであろう。そのためには史料の少なさと偏向性に大きな問題を残す『三國志』『呉書』などの編纂史料の分析だけではなく、近年出土した一次史料の検討が必要であることは言うまでもない。^{三四}しかし、編纂史料の偏向に留意しつつ、全体像としての孫呉政権像を構築することも、貴族制の形成過程を追究するために不可欠な作業であろう。かかる問題関心より本稿は、孫呉が事実上の独立政権となるに至った赤壁の戦いまでの時期を対象に、孫呉の君主権力の確立過程と北来・江東「名士」との関係を考察するものである。

一、孫氏の台頭

孫呉政権の開祖となった孫堅は、揚州呉郡富春県の出身である。孫氏の家柄について、陳壽は、「孫堅は勇撃剛毅、孤微より迹を發す」(『三國志』卷四十六 孫破虜傳評)と述べている。同傳注引『呉書』に「堅は世々呉に仕ふ」とあるのは、孫呉に仕えた韋昭の廻護と考えてよい。むろん、全くの「孤微」ではなく、拳兵時に末弟の孫靜に加えて、甥の孫賁も兵を率い参加しているように、呉姓レベルの豪族ではあったと思われる。しかし、孫氏の家柄は、江東を表する「顧・陸・朱・張」という「呉の四姓」には遠く及ばず、その台頭はひとえに孫堅の個人的能力に依存する。

『三國志』卷四十六 孫破虜傳に依れば、十七歳の時、海賊を討伐して頭角を現した孫堅の武勇は、黄巾の乱が起ると一層際立った。皇甫嵩と並んで黄巾を討伐した中郎將の朱儁は、上表して孫堅を配下の佐軍司馬とした。朱儁は隣郡の會稽郡出身である。孫堅の武勇は、呉郡を越え會稽郡にまで聞こえていたのであろう。黄巾と戦った孫堅は、向かうところ敵なしの有様で、その功績により別部司馬に任命されたのである。

涼州で辺章と韓遂が反乱を起こすと、鎮圧に当たった董卓は、何の成果も挙げられなかった。そこで後漢は、張温を車騎將軍として討伐に派遣し、張温は孫堅を参謀とした。孫破虜傳に依れば、孫堅は、不遜な態度で張温に接する董卓を、軍法に照らして斬ることを進言したが、張温は決断できなかったという。そのうち、孫堅は区星が反乱を起こしている長沙の太守に任命された。孫堅は、自ら軍を率いて区星を鎮圧するだけではなく、反乱に苦しむ隣接の零陵郡・桂陽郡にも討伐に赴き、荊州南部の三郡を完全に平定したのであった。

董卓が朝政を牛耳り、多くの州郡で反董卓の義軍が組織されると、孫堅は再び兵を挙げ、以前から孫堅を軽んじてい

た荊州刺史の王叡を殺害し、南陽太守の張咨を斬殺して軍を進めた。『三國志』卷四十六 孫破虜傳注引『呉録』に、(王) 叡は先に(孫) 堅と共に零(陵)・桂(陽)の賊を撃つも、堅の武官なるを以て、言頗る之を軽んず。

とあるように、王叡はかつて孫堅とともに零陵・桂陽郡の叛徒を討伐した際、孫堅が武官であることを理由に、孫堅を軽んじる言葉を吐くことが多かったという。王叡の甥は西晋の太保王祥であり(同傳注引『王氏譜』)、琅邪の王氏は六朝を代表する貴族に発展する名門である。また、張咨も潁川の「知名」の士であった(同傳注引『英雄記』。こうした「名士」層から見れば、孫堅などは単なる「武官」に過ぎなかったわけで、孫氏の社会的地位の低さを理解できる。それとともに、孫堅が「名士」層とは関わりなく、自己の武力に依拠して台頭する有様も見ることができよう。

董卓との戦いにおいても、盟主の袁紹(二二)をはじめとして多くの群雄が自己の根拠地の確保や勢力の維持に重点を置き、肝心の董卓との戦いを怠ったことに対して、孫堅は陽人の戦いで董卓を大破し、董卓の都尉であった華雄の首を斬った。董卓は孫堅の勇猛を憚って和議を望み、孫堅の子弟を希望のまま州郡の支配者に任命することを条件としたが、孫堅は耳もかさない。董卓が洛陽を焼き払い陵墓を盗掘して長安に遷都すると、孫堅は陵墓を修復して、漢室への忠義を尽くしたのである。『三國志』卷四十六 孫破虜傳注引『呉録』に、

是の時、關東の州郡、相ひ兼并し以て自ら疆大たらんことを務む。袁紹は會稽の周 囑を遣はして豫州刺史と爲し、來襲して州を取らしむ。(孫) 堅は慨然として歎じて曰く、「同じ義兵を擧ぐるは、將に社稷を救はんとすればなり。逆賊破るるに垂とするに各々此の若し。吾は當に誰と與にか力を戮すべけんや」と。言發し涕下る。

とあるように、他の群雄が勢力の拡大に汲々とする中、孫堅はひとり漢室の擁護に勤め、「漢室復興」という孫氏政権の存立理念の形成に大きな役割を果たすことになるのである。

孫堅の兵力は、三県の丞を歴任した頃より従っていた「郷里の知舊」や「少年」数百人(『三國志』卷四十六 孫破

虜傳注引『江表傳』を除けば、「商旅及び淮・泗の精兵」千余人を江北で召募したように、出身地の江東で集めたものではない。長沙太守として区星を討ち、零陵・桂陽郡の賊を平定して勢力を拡大したが、それらはいずれも江南地方であった。孫堅は、出身地の呉郡や會稽郡を中核とする江東の豪族的勢力を、自己の勢力基盤として有することはなかったのである（『三國志』卷四十六 孫破虜傳）。

それは、孫堅に従った家臣で現在解明しうる者を整理した、文末に掲げた表「孫吳政権の人的構成」の孫堅期の家臣団の出身地域にも明らかである。彼らのうち、孫吳政権が建国される江東の出身で専傳を有する者は朱治だけである。それ以外は、孫堅が国中を転戦する中で随従した四方の勇士が多かった。彼らは、黄蓋が貧賤のため薪取りの合間に兵法を学んだと言われるように（『三國志』卷五十五 黄蓋傳）、おおむね名門の出身ではなく、孫堅との心情的な結びつきにより臣従した者達であった。漢室に忠義を尽くし、各地を転戦した孫堅の一生は、孫氏集団に漢室復興のために戦うという大義名分と、孫氏と強い心情的結合関係を持った譜代の家臣団という基盤とを準備したのである。

孫堅の死により孫氏集団は瓦解し、その軍勢は袁術に吸収されて求心力を失った。事実、孫堅の故吏である桓楷は、新任の長沙太守の張羨には曹操に与することを勧め、自らも曹魏政権に参加している（『三國志』卷二十一 桓楷傳）。そうした中、程普・黄蓋・呂範・朱治・韓當といった孫堅の武將達は、集団崩壊の後にも孫氏への忠誠を貫き通した。赤壁の戦いの際、黄蓋が火攻めを敢行し、程普が周瑜と左右の都督となつて軍を率いたように、張昭らの降服論が圧倒的に優勢な中で、曹操との決戦の主力となった者達は、これら孫堅以来の軍事集団であった。

こうした武將への厚い信頼と寵愛を政権の基盤とする孫堅の姿勢は、孫策・孫權兄弟にも受け継がれた。中でも孫權は、『三國志』卷五十五 凌統傳注に、

孫盛曰く、「孫權の士を養ふを觀るや、心を傾け思を竭し、以て其の死力を求む。周泰の夷に泣き、陳武の妾を殉

ぜしめ、呂蒙の命を請ひ、凌統の孤を育て、曲まがに志を苦しましむること、此の如く之れ勤むるなり」と。とあるように、周泰が負傷をした時には涙を流し、陳武が死ぬとその側室を殉死させ、呂蒙が危篤になると神々に命乞いをし、凌統の遺児を養育するなど、孫權は武將への優遇に心を砕いたのである。しかも、孫吳創業の功臣が病氣に罹った際、孫權が彼らのために心を配ったという点では、呂蒙と凌統の場合が最も鄭重で、朱然がこれに次いだとされるように（『三國志』卷五十六 朱然傳）、孫權の寵愛は文人よりも武將に厚く注がれていたのである。

ところで、孫吳政権に特徴的な軍事制度として、世兵制・奉邑制を挙げることがある。世兵制は將軍が家兵的な私兵集団を代々世襲する制度として、奉邑制は世兵を養う所領を付与される制度として理解されている。^(一四)ここには、あたかも西欧中世の封建制度にも似た特徴を両制度に認め、三国時代から始まる魏晋南北朝時代に中国の中世を措定する歴史観がある。^(一五)しかし、奉邑制が施行された時期は孫吳政権の初期だけであり、奉邑制は次第に封爵制に切り換えられて消滅する。^(一六)また、世兵にも君主の厳格な統制が行われ、必ずしも代々兵力を世襲できるとは限らなかった。さらに、孫吳の軍力は、すべて世兵に依存していたわけではなく、世兵とは別の中央軍の存在も明らかにされているのである。^(一七)

『三國志』卷六十一 潘濬傳注引『吳書』に、

驃騎將軍の歩騭、滬口に屯し、諸郡に召募し以て兵を増さんことを求む。（孫）權以て（潘）濬に問ふ。濬曰く、「豪將民間に在らば、耗亂して害を爲さん。加ふるに騭は名勢有り、在所の媚ぶる所、聽す可からざるなり」と。權、之に従ふ。

とあるように、驃騎將軍の歩騭は、滬口に駐屯すると、あたりの諸郡で兵士の募集を行って配下の軍勢を増強したいと願い出たが、孫權は潘濬の献策に従って認めなかった。川勝注（二）論文が、都督など軍団長職の世襲の典型例とする歩氏に対してさえ、孫權は必要以上の軍勢の徴募を拒否しているのである。したがって、国家の制度として「世兵制」

の存在を考え、奉邑制と併せて両者を西欧中世に比すべき軍事的封建制度であると捉えることは無理であろう。^(二〇)しかし、代々家兵を受け継ぐ世兵が、三国の中でとりわけ孫呉に目立った現象であることは間違いない。

それでは、どのように世兵を考えることができるであろうか。『三國志』卷五十四 呂蒙傳に、

時に(呂)蒙は成當・宋定・徐顧の屯次と比近、三將死し、子弟幼弱なれば、(孫)權は悉く兵を以て蒙に併せんとす。蒙は固辭し、顧等は皆國事に勤勞し、子弟小なりと雖ども、廢す可からざるを陳す。書三たび上り、權、乃ち聽す。蒙、是に於て又た爲に師を擇び、之を輔導せしむ。其の心を操ること率ね此の如し。

とある記述は、この問題を考える際の手がかりとなる。呂蒙と軍營地が間近にあった徐顧・成當・宋定らの武將が死去すると、子弟の幼少を理由に、孫權はその配下の兵士をすべて呂蒙の軍に併せてしまおうとした。呂蒙はそれを固辭したが、その理由は徐顧らが國事に励んできたことに求められている。結局、孫權も呂蒙の主張に沿って世兵を認めたように、世兵は國事に努めた武將への恩恵であったと考えることができよう。ここにも、自己の基盤である武將との結合を重視する孫氏の政策を看取できるのである。

また、甘寧が孫氏一族の孫皎と感情的に対立した際、『三國志』卷五十一 孫皎傳に、

(孫皎)嘗て小故を以て甘寧と忿爭す。或ひと以て寧を諫むも、寧曰く、「臣子は一例、征虜(孫皎)は公子と雖も、何ぞ専行して人を侮る可けんや。吾れ明主に値ひ、但だ當に效を輸し命に力め、以て天とする所に報ゆべし。

誠に俗に隨ひ屈曲すること能はず」と。(孫)權、之を聞き、書を以て皎を讓む……皎、書を得、上疏して陳謝し、遂に寧と結ぶこと厚し。

とあるように、甘寧は「臣子は一例」つまり、臣下であれば武將と一族とは君主との関係において差はないと主張している。ここには君主と個人的心情により結びついた武將の自信を見ることができ。さらに、これを聞いた孫權が、甘

寧ではなく従弟の孫皎を責めている点に、孫呉政権における武將の尊重は象徴されよう。これでは、君主一族を尊重するという国家的秩序は貫徹しない。孫氏政権が、武將達と個人的な結合関係を持っていた孫權の死後、急速に求心力を失った一因を、武將との個人的結合関係を優先し、国家的秩序の樹立を後回しにした孫權の武將優遇政策に求めることもできよう。孫氏は孫堅以来武將を尊重し、武將もそれに忠誠心で応えて、孫氏の基盤となり続けていたのである。

こうした孫堅以来の武將尊重によって、孫氏は軍事的基盤を確立しえたのであるが、「名士」層と無関係に台頭した孫堅の死後、その集団が支配地域を失ったように、武將だけでは政権を維持することは難しい。孫堅が基礎を築いた漢室復興の理念を掲げながら、地域の支配を安定させ、政権を永續させるためには、社会的な規制力を有している「名士」の協力が不可欠なのであった。

二、袁術と孫氏

後漢末に專横を極めた董卓は、反董卓軍との戦いの中で敵情を分析し、『後漢紀』卷二十六 獻帝紀に、

(董)卓曰く、「(孫)堅は時に烏合の兵を將み、且つ戦ひに利鈍有り。卿は今關東の大勢を論ずるのみ。亦た終に至る所無し。但だ二袁兒を殺さば、則ち天下自ら服せん」と。

と述べ、袁紹と袁術という「二袁兒」さえ倒せば、天下を服従させられると語っている。袁紹は官渡の戦いで曹操と決戦をしたため、その集団に關してもある程度の記録が残されている。しかし、皇帝を僭称した袁術には史官も冷たく、後に孫呉政権を樹立する孫氏が袁術に驅使されたことに違和感を覚えるほど、袁術に關する史料は残存しない。しかし、南陽を拠点に荊州・徐州に勢力を振るい、孫堅に豫州を窺わせ、曹操と争った袁術は、『三國志』卷六 袁術傳に、

(袁術) 既に(袁) 紹と隙有り、又劉表と平らかならずして、北のかた公孫瓚と連なる。紹は瓚と和らがずして、南のかた劉表と連なる。其れ兄弟攜貳し、近きを捨て遠きと交はること此の如し。

とあるように、袁紹―劉表―曹操に対し、袁術―公孫瓚―孫堅と連合する後漢末二大勢力の一方の旗頭なのであった。

袁術に関して方詩銘は、何進により袁術が「氣俠」と評されたことを重視し、『後漢書』列傳五十九 何進傳)、宦官打倒の際の活躍や、遊侠の士に曹操を襲わせたことなどを論拠に、袁術を「氣俠の士」と捉え、その性格が孫堅ら「輕俠」との結びつきを生んだものの、所詮「匹夫の勇」で深謀遠慮のない袁術は自滅したとする。しかし、袁術はそうした任侠的な習俗により捉えきれぬ者ではなく、むしろ集団の正統性を任侠者は無視するはずの「出自」に求める存在であった。袁術が皇帝を僭称する際に、自己の正統性として掲げたことは、『三國志』卷六 袁術傳に、

興平二年冬、天子は曹陽に敗る。(袁) 術、羣下を會し謂ひて曰く、「今劉氏は微弱、海内は鼎沸す。吾が家は四世公輔、百姓の歸する所、天に應じ民に順はんと欲す。諸君に於いて意は如何」と。

とあるように、「四世公輔」すなわち、代々後漢の高級官僚であるという「出自」であった。袁術は集団を拡大する際にも、『三國志』卷六 袁術傳に、

時に沛相の下邳の陳珪は、故の太尉の球の弟の子なり。(袁) 術、珪と俱に公族の子孫なれば、少くして共に交游す。書をば珪に與へて曰く、「……若し大事を集さば、子は實に吾が心膂と爲れ」と。珪の中子の應、時に下邳に在り。術、並びに脅して應を質とし、必ず珪を致さんことを圖る。

とあるように、三公の子弟同士で幼い頃から交際のあった陳珪を、腹心に据えようと試みた。また、即位を主張した際に主簿の閻象から理路整然と反駁されると、袁術は張範・張承兄弟を召し出して閻象への反論を期待したが、彼らもまた司徒張歆の孫であった(『後漢書』列傳六十五 袁術傳、同注引『魏志』)。さらに袁術は、「汝南の袁氏」と並称さ

れる「四世三公」の家柄である「弘農の楊氏」の楊彪と婚姻関係を結んでいた(『三國志』卷十二 崔琰傳注引『續漢書』)。つまり、袁術は「四世公輔」の出自であることを自己の価値の根底に置き、価値観を共有できであろう後漢の高級官僚家を糾合して自らの勢力基盤にすることを目指したのである。

しかし、陳珪は子を人質に取られても袁術に従わなかったし、張承は袁術のために正統性を弁せず、加入を強要された「名士」も多くは袁術に臣従しなかった。それは、袁術が自らの価値の源泉である後漢を篡奪することが、価値観の自己撞着を起こすためである。『後漢書』列傳六十五 袁術傳に、

(孫) 策は(袁) 術の將に僭號を欲せんとするを聞き、書を與へ諫めて曰く、「……使君は五世相ひ承け、漢の宰輔と爲る。榮寵の盛んなるは、與に比を爲すもの莫し。宜しく忠を效し節を守り、以て王室に報ゆべし。……」と。術、納れず、策、遂に之とつ。

とあるように、袁術の正統性と篡奪行為との矛盾は、孫策からの訣別状にも明記されているのである。後漢末期の「名士」を代表する孔融や許劭が、袁術を否定的に評する理由もここに存しよう。

かかる矛盾を抱える袁術の篡奪が成功するはずもなく、袁術は衰退したのであるが、それではなぜ、孫堅・孫策は、袁術の下で活動したのであろうか。袁術政權は、その拠点と軍事行動のほとんどを孫堅・孫策に依存していた。孫堅は、義軍を起こすと魯陽で袁術と会見し、袁術は上奏して孫堅を破虜將軍・豫州刺史に任命したのである。以後、孫堅は袁術の部将として董卓と戦った。孫堅が華雄を斬った際、孫堅と袁術との間を裂く者があり、袁術は孫堅を疑って軍糧を送らなくなった。すると、孫堅は夜を繼いで駆けつけ、袁術と直談判して、『三國志』卷四十六 孫破虜傳に、

(孫堅) 曰く、「身を出だして顧みざる所以は、上は國家の爲に賊を討ち、下は將軍の家門の私讐を慰むればなり。堅、(董卓) 卓と骨肉の怨有るに非ざるなり。而るに將軍は譖潤の言を受け、還た相ひ嫌疑するか」と。

と訴え、袁術は返す言葉もなく、直ぐさま軍糧を手配している。ここに、孫堅が袁術の部将として戦い、軍糧など経済的には袁術に依存している様子を理解できる。したがって孫堅の死後、その集団は袁術に帰属した。そうした中、孫策は、父の旧臣呂範・孫河および舅の呉景の協力を得た数百人の召募兵を率いて孫堅の後を嗣いだ。しかし、太守就任の約束を条件に孫策が攻略した九江・廬江郡を、いずれも袁術の故吏に横取りされたように、孫策は袁術にいいように利用された(『三國志』卷四十六 孫討逆傳)。かかる関係を石井仁は、孫策は袁術の広義の「部曲」として行動したと評している。^(二五) ようやく興平二(一九五)年、劉繇軍と戦うため江東に派遣された孫策は、劉繇を破って丹陽郡の北部と呉郡の北部を制圧、翌建安元(一九六)年には、會稽太守の王朗を下して呉郡南部と會稽郡を支配下に収めた。さらに、建安二(一九七)年、袁術が帝号を僭称したことを機に、術との関係を断ち切り、孫策は江東で自立できたのである。

孫氏が袁術に服従した理由は、孫堅以来の孫氏集団の基本理念であった漢室復興において、後漢の「四世三公」である袁術の声望を無視し得なかったことに求めうる。対董卓戦において、軍事的基盤も充分には有していなかった袁紹が、当然のように盟主の地位を得たことを想起してもよい(渡邊注(一三) 論文参照)。漢室復興における「二袁」の地位は、それほどまでに高かったのである。漢室復興を理念として掲げ、集団内に「名士」が不在のため地域支配力に欠け、後漢王朝内に有力な後ろ楯を持たない孫氏が、袁術に依存したのは、むしろ自然なことであった。^(二六)

袁術の死後、術の妻子は故吏の廬江太守劉勳を頼ったのち孫策に征服され、術の娘は孫権の後宮に入って耀を生んでいる。袁術の「部曲」として戦いながら、勢力を拡大して妻子をも吸収した孫策集団を、石井注(二五) 論文は、袁術の後継勢力と位置づけ、その集団が江東の「偏覇」ではなく天下統一を目指した政権を構築したと主張する。たしかに、支配地域や戦略・人的勢力などでは、孫氏は袁術の荊州・揚州の覇権を継承するものと考えることができよう。しかし、孫氏と袁術とは、政権存立の基盤に置く理念が異なっていた。『三國志』卷四十六 孫討逆傳注引『呉歴』に、

(張紘)乃ち答へて曰く、「昔、周道陵遅するも、齊・晉並び興り、王室已に寧く、諸侯貢職す。今、君先侯の軌を紹ぎ、驍武の名有り。若し丹楊に投じ、兵を會に收むれば、則ち荆・揚は一にす可く、讐敵報ゆ可し。長江に據り、威徳を奮ひ、羣穢を誅除し、漢室を匡輔せば、功業は桓(公)・文(公)に伴しく、豈に徒に外藩なるのみならんや。方今、世亂れ難多く、若し功成り事立つれば、當に同好と俱に南に濟るべきなり」と。

とあるように、集団の指針を求められた張紘は、孫策に対して春秋時代の齊の桓公や晉の文公が周室を輔弼したように漢室を匡輔することを献策したのである。つまり、孫策と袁術とは、その支配領域・勢力基盤などに共通性も存するが、支配理念において完全に訣別しており、孫策は天下統一ではなく「漢室匡輔」を集団の目的としたのであった。かかる方向性は、孫権が張紘の文章化した「漢室匡輔」策を自己の方針として継承することにより(『三國志』卷五十三 張紘傳注引『呉書』)、曹魏が後漢を篡奪するまで、「漢室匡輔」という理念が孫呉政権の国是となっていくのである。

かかる「漢室匡輔」の理念に惹かれた者が揚州屈指の名門出身の周瑜であった。揚州切つての名門後漢官僚家が、漢室復興にける孫氏に賛同することにより、孫氏は単なる軍事集団から地域を安定的に支配する政権へと質的転化を遂げていく。また、孫策は「二張」と呼ばれた張紘・張昭を招聘し、北来の「名士」の参入により政権の強化を図った。こうして孫氏は出身地である江東に勢力を確立していくのである。

三、北来「名士」と江東人士

周瑜は、揚州廬江郡舒県の出身であるが、「廬江の周氏」は後漢時代の揚州を代表する家柄の一つで、周瑜の従祖父の周景・従父の周忠は、ともに後漢の最高官である太尉に上り詰めている。『後漢書』列傳三十五 周榮傳に依れば、

周瑜の祖先である周榮は、袁紹・袁術の祖先である袁安の腹心として外戚の竇憲を排斥し、反外戚派としての名声を保持していた。また、同傳附周景傳に依れば、従祖父の周景は反宦官派の中心であり、「党人」の陳蕃・李膺・杜密や荀彧の父荀綰を故吏とするなど後漢末の「名士」の間で高い評価を受けていた。^(二七)かかる祖先を持つ周瑜は、まさに揚州屈指の「名士」で、「周郎」と呼ばれるに相応しい貴公子であった。後漢を私物化していく宦官に抵抗した「党人」の流れを直接汲む「名士」周瑜は、孫堅の漢室復興への強い意志に共感したのである。孫堅が華北で転戦する間、寿春に居住していた孫策を訪ね、意気投合した策に家を移すように勧め、道の南の大きな家に策を住まわせ、有無を通じ合って暮らしたという(『三國志』卷五十四 周瑜傳)。

揚州に名声を有する周氏としては、郷里における規制力を維持するためにも、武力を持つ孫氏と結合するのは有利なことであろう。^(二八)また、武力だけに頼って台頭した新興勢力の孫氏にとって、「廬江の周氏」が揚州に持つ名声は、覇権の確立に重要な役割を果たすことになる。孫策と周瑜という同じ年齢の二人の友情は、「漢室匡輔」という基本的な理念に加えて、こうした利害関係の一致にも裏打ちされていたのである。橋公の娘姉妹の「大橋」を孫策が、「小橋」を周瑜が娶って「義兄弟」の関係を結んだほか、周瑜の娘が孫権の太子孫登に嫁ぎ、周瑜の長子が孫権の娘を娶るなど、孫氏と周氏とは、幾重にも及ぶ婚姻関係でその結びつきを深めたのであった。^(二九)

揚州を代表する「名士」周瑜の加入は、揚州「名士」の政権への参入を促し、孫呉政権の揚州支配に安定性をもたらした。孫堅の時期には、朱治しか見られなかった揚州出身の専傳所有者が、孫策期には十名を数えることは、それを端的に物語る(文末の表「孫呉政権の人的構成」を参照)。さらに君臣関係においても、『三國志』卷五十四 周瑜傳に、是の時、(孫)権の位は將軍爲り。諸將・賓客、禮を爲すこと尚ほ簡たり。而るに(周)瑜、獨り先に敬を盡くし、便ち臣の節を執る。

とあるように、將軍号しか持たない孫権を家臣団がさほど尊重しない中で、周瑜だけが率先して孫権に敬意を払ったため、君臣間の上下関係が確立していったという。「廬江の周氏」の揚州における影響力の大きさと、孫氏の君主権の不安定さを理解できよう。極言すれば、揚州における孫氏の君主権を確立させた者は、周瑜であったとも言えよう。

また、孫氏の基盤であった軍部とは、周瑜と程普とが感情的に対立関係にあったことが伝えられている(『三國志』卷五十四 周瑜傳)。これは、関羽や張飛などの武将を中心とする傭兵軍団であった劉備集団に、「名士」諸葛亮が加入したことを関羽・張飛が喜ばず、劉備が「水魚の交わり」という比喩で言い訳をしたことと同質の現象と考えてよい。^(三〇)「名士」と武将とは、社会階層を異にするため、「程公」と呼ばれ軍部を代表する程普が、周瑜と対峙したのである。しかし、周瑜は少し年上である程普から、しばしば侮辱を受けても、身を低くして決して逆らおうとはしなかった。そのため程普は、のちに周瑜に心服し尊重するようになったという(『三國志』卷五十四 周瑜傳注引『江表傳』)。

こうして軍部の支持も取り付けた周瑜は中護軍となって、長史の張昭とともに孫権の政治を総覧した。張昭は行政面を、周瑜が軍事面の中心となって孫権を支えたのである。もちろん孫権が親任した者は周瑜であった。次第に華北を統一していく曹操から人質を出すように要求された時にも、孫権は周瑜と二人で母の前で相談をし、周瑜の主張どおり人質を送ることを拒否している。孫権の母である呉夫人は、周瑜を実の子同然であると言い、周瑜の議論に従うことを孫権に勧めている(『三國志』卷五十四 周瑜傳注引『江表傳』)。また、赤壁の戦いの際、張昭ら北来「名士」層が降服を主張する中で、周瑜が魯肅と並んで主戦論を説き、自ら三万の軍を率いて曹操を破ったことは周知のとおりである。張昭らの降服論が優勢な中、ただ一人主戦論を説いた魯肅が翻陽に使者となっていた周瑜を呼び返すことを求め、周瑜の主戦論によって孫呉の衆議が決したことからは(『三國志』卷五十四 周瑜傳)、周氏の揚州における規制力の大きさと、中護軍として周瑜が主力軍を率いていたことを理解できる。君主である孫権がはね返せなかった降服論を、周

瑜一人の力により戦いに持ち込んだ影響力は注目すべきであろう。

一方、「二張」と呼ばれる張紘・張昭が果たした役割は、いかなるものであったのだろうか。張紘が孫策のために「漢室匡輔」という政権の理念を献策したことは既に述べたとおりである。孫策は、「二張」のうち一人に留守を託し、もう一人を参謀として遠征に連れていくことを常にしていたという（『三國志』卷五十三 張紘傳注引『呉書』）。孫策の「二張」への信頼感と「二張」の内政・外交における有用性とを理解できよう。

孫策が逝去すると、曹操は死後の混乱に乗じて孫呉を討とうとした。それ以前に孫策の上奏文を獻帝に奉り、そのまま引き留められていた張紘は、曹操に対して死去に乗ずることの不義と友好関係樹立の重要性とを説き、かえって孫策を討虜將軍に任命させている（『三國志』卷五十三 張紘傳）。曹操の牛耳る後漢の朝廷において、正面から曹操に諫言を行い、孫氏が欲する將軍号を得るために活躍した「名士」張紘の外交能力は、江東支配の正統性を獲得したい孫呉にとって得難いものであった。

また、張昭は、徐州琅邪の趙昱・東海の王朗と並び称された徐州彭城の「名士」である。同じ州内の他郡の人士と名を著しくするということは、張昭が彭城郡を超えた州レベルの高い名声を持つ「名士」であったことを意味している。孫策の卒する際には、「若し仲謀（孫權）事に任せざれば、君（張昭）便ち自ら之を取れ」（『三國志』卷五十二 張昭傳注引『呉歴』）との遺言により、張昭は後事を託されたという。劉備と諸葛亮との関係を彷彿とさせる話柄であるが、張昭がこれほど尊重された理由は、どこにあるのであろうか。

第一に、孫策が勢力伸長を図った揚州には、「漢末の大亂に、徐方の士民は多く難を揚土に避く。」（『三國志』卷五十二 張昭傳）とあるように、後漢末の戦乱を避けて多くの徐州人士が流入していた。徐州を代表する「名士」張昭の存在は、孫策が徐州の流民からの支持を取り付ける際に大きな効果があった。第二に、張昭と名声を比べられ親交関係

にあった趙昱は廣陵太守、王朗は會稽太守となっており、孫策の配下に張昭が居れば、両者との関係の進展が期待できた。ただし、その期待が現実化する前に、王朗は孫策により打倒されたが。

そして、なによりも、「名士」張昭が加わることよって生ずる政権の安定性、中でも他州から政権に加わっている人士に安堵感を与えたことは大きかった。揚州人士に対しては、揚州「名士」の周瑜が政権を支えている。加えて、北来の「名士」張昭が重用されることは、政権に人材登用の幅を持たせた。『三國志』卷五十二 張昭傳注引『呉書』に、

是の時、天下分裂し、命を擅にする者衆し。孫策、事に蒞みて日淺く、恩澤未だ洽からず。一旦傾隕すれば、士民狼狽し、頗る同異有り。（張）昭、（孫）權を輔け、百姓を綏撫するに及び、諸侯の賓旅・寄寓の士は、用て自ら安ずるを得。

とあるように、揚州に流入している外来の人士を安心させ、政権に引きつけることができたのである。表「孫呉政権の人的構成」に掲げる孫策期の家臣二十四名中、揚州以外の出身者が十名の多きを数えることは、これを裏付けよう。また、陸遜の弟である陸瑁に、陳留の僕陽逸・陳国の陳融・沛郡の蔣纂・広陵の袁廸らが生活の面倒を見てもらっていたように（『三國志』卷五十七 陸瑁傳）、北来「名士」は、孫氏だけではなく、江東の「名士」・豪族もこれを保護している。孫氏政権が著名な北来「名士」を抱えることは、江東の「名士」・豪族を従わせるためにも有効であった。

したがって、江東の事情に通じていない北方の人士は、孫策集団が順調に勢力を拡大することの理由を、すべて張昭の力量と褒めたたえる手紙を張昭に寄せることも多かったという（『三國志』卷五十二 張昭傳）。これは、君主にあっては決して愉快なことではあるまい。しかし孫策は、張昭とのそうした関係を容認した。あるいは、容認せざるをえないほど、北来「名士」からの支持が必要であった。それは、孫氏と江東「名士」との対立関係を理由とする。

孫呉政権の基盤を作った孫策が、まだ江東に勢力を確立していなかった頃、『三國志』卷四十六 孫討逆傳に、

(孫)策、昔曾て(陸)康に詣るも、康は見へず。主簿をして之に接せしむ。策、嘗に恨みを銜む。

と廬江太守の陸康を訪ねたが、陸康は孫策を軽んじて自ら会おうとはせず、部下の主簿に應對させた。孫策は、つねづねこれを遺恨に思っていたという。『三國志』卷四十六 孫破虜傳注引『呉録』に、

廬江太守の陸康の従子は宜春長と作り、賊の攻むる所と爲り、使を遣はして救を(孫)堅に求めしむ。堅は整嚴として之を救ふ。

とあるように、父の孫堅は、陸康の甥から救援を頼まれた際に、躊躇なく軍を進めているのである。孫策の無念は共有できよう。のちに陸遜を出す陸氏と孫氏とは同じ呉郡の出身である。しかし、陸氏が「呉の四姓」と呼ばれる呉郡切つての名門であることに対して、孫氏は孫堅の武力によって急速に台頭した「成り上がり」の一族であった。孫策は陸康の態度に、「成り上がり」者に対する蔑視を感じたのであろう。孫堅の頃は、孫氏と陸氏とは対立関係にはなかった。それは孫氏が、未だ軍事力だけに依存する傭兵集団に止まっており、呉郡における陸氏の優越になんの支障も起こさない勢力に過ぎなかったことを理由としよう。しかし、孫策期になると、孫氏と呉郡の「名士」層との関係は緊張する。両者の対峙性は、袁術の命を受けた孫策が廬江太守の陸康を攻撃して、宗族百余人のうち半数近くを殺害することにより(『三國志』卷四十六 孫討逆傳)、決定的な対立関係へと転化したのである。

「二張」など北来「名士」や周瑜を尊重した孫策であったが、陸康一族の族誅により、呉郡・會稽郡という江東の中核的な地域出身の「名士」との関係は悪化した。^(三)呉郡の「名士」層との対立関係を代表するものが陸氏の事例であれば、會稽郡の「名士」層との対立関係は盛憲の事例を典型とする。孔融に「丈夫の雄」と評価され、呉郡太守などを歴任していた會稽の「名士」盛憲は孫策に協力せず、のちに曹魏政権に参加しようとした際、孫權に殺害されている(『三國

志』卷五十一 孫韶傳注引『會稽典録』)。その盛憲によって孝廉に推挙された呉郡の「名士」高岱は孫策を侮辱し、多くの人士がその助命を嘆願したことをかえって嫌った孫策により殺害されている(『三國志』卷四十六 孫討逆傳注引『呉録』)。あるいは、會稽の「名士」周昕は丹楊太守となっていたが、孫貴と呉景に攻撃されて丹陽を放棄し、のち王朗に味方して孫策軍と戦い、敗死しているのである(『三國志』卷五十一 孫靜傳注引『會稽典録』)。

こうした対立関係の改善への努力を孫氏が怠ったわけではない。孫翊は盛憲の故吏である嬖覽と戴員に礼を尽くして重用したが、結局、丹楊の太守であった孫翊は彼らに殺され、それを取り調べに行つた孫河も暗殺されかけている(『三國志』卷五十一 孫韶傳)。會稽の「名士」盛憲の殺害を機とする會稽郡の「名士」層と孫氏との対立は、故吏に礼を尽くす程度のことでは、解決しなかったのである。孫呉政権が江東における支配を確立するためには、かかる対立関係にある呉郡・會稽郡の「名士」層との和解が必要であった。しかし、陸康一族を滅ぼした孫策にそれは難しく、その解決は、孫權へ委ねられることになった。孫策が死去する際の、『三國志』卷四十六 孫討逆傳に、

(孫策)謂ひて曰く、「江東の衆を擧げて、機を兩陳の間に決し、天下と衡を争ふは、卿(孫權)は我(孫策)に如かず。賢を擧げ能を任じ、各々其の心を盡さしめ、以て江東を保つは、我は卿に如かず」と。

とある遺言は、この間の事情を端的に示すものである。

孫策の死後、孫權が後を嗣ぐと、江東「名士」層との関係改善と江東支配の安定とをを目指すことになった。張昭が嚴峻を推挙したように(『三國志』卷五十三 嚴峻傳)、周瑜・張昭の両「名士」が積極的に政権への参与を呼びかけたこともあり、「(孫權)俊秀を招延し、名士を聘求す。魯肅・諸葛瑾ら始めて賓客と爲る」(『三國志』卷四十七 呉主傳)と、孫策期には政権との距離を保っていた諸葛瑾や魯肅・步騭といった北来「名士」層が政権に出仕した。さらに、江東の「名士」を代表する呉郡の陸遜が出仕する。陸遜は、孫策に弾圧された陸康一族の生き残りである。廬江で包圍

された陸康が、一族の弱者を呉へと避難させる時、その集団を率いた者が陸遜なのであった。それが、孫權に出仕して孫策の娘を娶ることは、孫氏と江東「名士」との和解を象徴しよう(『三國志』卷五十八 陸遜傳)。こうした孫權期の人材登用の結果、表「孫吳政権の人的構成」の孫權期には、北來の「名士」は三十一名の多きに至り、また呉郡からは十五名、會稽郡からも十名の人士が政權に参加しているのである。

それでは、こうした孫權による江東人士懐柔政策により、孫氏と江東人士との真の和解が成立したのかといえ、必ずしもそうとは言えない現象が散見する。陸康の子である陸績は、直言を憚られて鬱林太守に左遷され、自分が死去する日を予言して辞を作り「有漢の志士陸績」と書き残した(『三國志』卷五十七 陸績傳)。また、會稽の「名士」で孫吳の儒者を代表する虞翻も、孫權に諫言を繰り返して流刑を受け(『三國志』卷五十七 虞翻傳)、党錮の際に「八俊」と称された魏朗の子である會稽の魏滕も殺されかけている(『三國志』卷六十三 吳範傳)。したがって、孫氏と陸氏との婚姻関係による結合は、陸氏が敵対関係を取り続けられないほど、長江流域における孫氏の勢力が拡大したことの結果であって、江東人士が孫氏に心服したのではないことが理解できる。また、孫氏の側も江東の支配を安定化するために、陸氏との協力関係を必要としていたに過ぎなかった。こうした両者の妥協の上に、孫吳は江東を支配したのである。したがって、曹操の南下は、孫吳政權が抱えていたこれらの矛盾を顕在化させることになったのである。

四、赤壁の戦い

建安五(二〇〇)年の官渡の戦いで袁紹を破り、以後建安十二(二〇七)年まで七年の歳月をかけて袁紹勢力を一掃して中原の覇者となった曹操は、南方の荊州に進出し、たまたま卒した劉表の次子劉琮を降して襄陽を確保した。つい

で曹操は、江東に拠る孫權にも帰順を要求する書簡を出し、中国の統一も目前に迫っていた。^(三三)

孫吳では張昭・秦松などの北來「名士」を中心に、曹操へ帰順すべきであるという意見が強かった。^(三四)その理由は、曹操への降服論が渦巻く中、主戦論を取る魯肅が孫權に、『三國志』卷五十四 魯肅傳に、

(魯) 肅對へて曰く、「向に衆人の議を察するに、専ら將軍(孫權)を誤らしめんと欲す。與に大事を圖るに足らず。今、肅は(曹)操を迎ふ可きのみ。將軍の如きは不可なり。何を以て之を言ふ。今、肅は操を迎ふれば、操は當に肅を以て・黨に還付し、其の名位を品すべし。猶ほ下曹從事たるを失はず。犢車に乗り、吏卒を従へて、士林に交游し、官を累ね故より州郡を失はざるなり。將軍は操を迎ふれば、安の歸する所を欲せんや。願はくば早に大計を定め、衆人の議を用ひること莫きなり」と。

と述べている言葉から考えることができる。荊州が曹操の支配下に收められた時、降服を主唱した荊州「名士」は、曹魏政權でそれなりの処遇を受けた。^(三五)張昭ら北來「名士」は、自己の有する社会的名声に基づく地位に加え、孫吳政權を降服させるという功績を積めば、曹魏政權における厚遇を期待できたのである。

また、北來「名士」が降服論を唱えた理由は、「名士」の存立理念にも原因がある。そもそも「名士」は、後漢末に党錮の禁を受けた「党人」を淵源とする。「党人」には、宦官と外戚の専横により崩壊しつつあった後漢国家を再建するという政治目的があった(注(二七) 所掲渡邊著書)。したがって、「党人」の形成した儒教を中核とする人物評価に基づく自律的秩序を受け継いで成立した「名士」には、漢への思い入れのある者が多かった。獻帝の実権を取り上げているもの「漢」を再興した曹操が、漢への帰順を求めると応ぜざるをえないという価値観は、依然として「名士」には存していたのである。曹操は「名士」を取り込む大義名分として有効と考えるからこそ、あくまでも漢の丞相であり続けたのである。張昭が帰順を主張したのは、「名士」が持つ価値観としては当然であったし、出身地の徐州を支

配する者が曹操である以上、曹魏政権の下で「漢」の復興に努めることが、「名士」の責務ですらあったのである。^(三六)

こうした意味では、周瑜も同質の価値観を共有する。むしろ、二代にわたり漢の大尉を輩出した名門「廬江の周氏」としては、漢の再興を積極的に支援すべきであった。しかし、孫策との個人的結合を機に孫氏と密接に結びついた周瑜は、出身地の揚州を支配する孫呉政権を支えて赤壁の戦いの指揮を取った。したがって、周瑜の説く主戦論の趣旨は、漢を擁護しながら、曹操の漢における専横ぶりを批判するものとなる。『三國志』巻五十四 周瑜傳に、

議者は咸曰く、「曹公は豺虎なり。然れども名を漢の相に託し、天子を挟みて以て四方を征し、動くに朝廷を以て辭と爲す。……之を迎ふるに如かず」と。(周)瑜曰く、「然らず。(曹)操は名を漢の相に託すと雖も、其の實は漢の賊なり。將軍(孫權)は……尚ほ當に天下に横行し、漢家の爲に殘を除き穢を去るべし。……」と。(孫)權曰く、「老賊(曹操)は漢を廢し自立せんと欲すること久し。徒だ二袁・呂布・劉表と孤とを忌むのみ。……

君(周瑜)當に撃つべしと言ふは、甚だ孤と合ふ。此れ天、君を以て孤に授くるなり」と。

とあるように、周瑜は、漢の丞相を騙る曹操を打倒して、孫權が漢を復興すべきであるという大義名分を主張している。これこそが、孫堅以来の孫氏の理念であった「漢室匡輔」の発露なのであった。ただし、後漢の獻帝を擁立し、華北を完全に支配する曹操の覇権への対抗策としては、やや現実性に欠けるきらいは否めない。

それに対して魯肅は明快である。孫權と最初に会談した際、魯肅は孫權に、『三國志』巻五十四 魯肅傳に、

(孫權)曰く、「今漢室は傾危し、四方は雲擾す。孤は父兄の餘業を承け、桓(公)・文(公)の功有るを思ふ。君は既に惠顧す。何を以て之を佐けん」と。(魯)肅對へて曰く、「……將軍は何に由りて桓・文と爲るを得んや。

肅、竊かに之を料るに、漢室は復興す可からず、曹操は卒かに除く可からず。將軍の爲に計るに、惟だ江東に鼎足して、以て天下の勢を観ること有るのみ。……長江の極む所を竟とし、據りて之を有ち、然る後に帝王を號して、

以て天下を圖るを建つ。此れ高帝の業なり」と。權曰く、「今、力を一方に盡くし、冀ふに漢を輔くるを以てするのみ。此の言は及ぶ所に非ざるなり」と。

とあるように、江東の地を足場に鼎峙しつつ、帝王を名乗り天下全体へと支配を広げるべきであると言いつつ、魯肅は、漢の復興にはこだわらず、孫權自身の即位を主張している^(三七)。この時には孫權も桓公・文公を手本に「漢を輔」けたいという自己の理念を繰り返すだけで、魯肅の言には従わなかった。むしろ、伝統的な「名士」である張昭が、魯肅を忌み嫌い重用しないよう孫權に助言したことは言うまでもない。しかし孫權は、張昭の意見にも従わなかった。結局、魯肅の構想どおり孫權が即位した時、かつて魯肅は私がこうなることを予言してくれた、と孫權が魯肅を追憶したのは、孫權の即位を積極的に主張した者が魯肅であったことを示している(『三國志』巻五十四 魯肅傳)。

ゆえに、魯肅の計略は現実的であった。曹操は強く、漢室は復興しがたいので、孫權は江東を拠点に天下に鼎足する状況を作り出し、天下の変を待つべきである。そのためには劉備が必要なのだ。赤壁後、孫權はもとより周瑜でさえ反対した劉備の荊州領有を、魯肅は「天下鼎立」のため側面から強力に支援し、劉備が他に支配地を得るまで荊州を貸与するという案によって両者の妥協を成立させた。孫權が荊州を劉備に貸与したことを聞いた曹操は、衝撃のあまり筆を落としたという(『三國志』巻五十四 魯肅傳)。

こうした動向の中で、江東人士は沈黙を貫いた。赤壁の三年ほど前には、呉郡の「名士」沈友が、孫權は上辺とは異なり漢室を蔑ろにする者であると批判して殺害されているが(『三國志』巻四十七 吳主傳注引『吳録』)、赤壁時には多くの江東人士は沈黙のまま、議論の大勢であった降服論を支持したのである。例えば、江東人士を代表する陸遜の生涯を通じた主張を見ても、山越討伐、儒教の護持、法律を厳しくしない寛容な統治、積極的な商業政策の否定と農業の振興、租税の軽減といった漢代的「寛治」^(三八)と、江東人士の権益保全を主張するだけで、君主権の強化に繋がる抜本的な

孫呉政権の強大化政策を提出したことはない(『三國志』卷五十八 陸遜傳)。赤壁の際にも、權益保持に廻った江東人士は、沈黙の降服論支持層であったと言えよう。

以上のように、赤壁の戦いを前にして政権の矛盾が顕在化した孫呉では、曹操と積極的に戦おうとした者は、孫権と魯肅・周瑜、および軍部だけであつたと考えてもよい。そうした逆境の中、周瑜は衆議を主戦論へと導き、魯肅が主張する劉備との同盟を結んで曹操と戦つた。実際には、周瑜の戦略に疑問を持った劉備が積極的に戦わなかったため(『三國志』卷三十二 先主傳注引『江表傳』)、周瑜がほぼ単独で曹操を破ることになった。この勝利によって、孫権の君主権が確立するとともに、孫呉は独立政権として自立することができたのである。

おわりに

微賤な出自から「名士」とは無関係に武力に基づいて台頭した孫堅は、漢室復興を理念に据え、武将の優遇により政権の軍事的基盤を確立した。孫氏は、その理念ゆえに当初は「四世三公」の袁術に駆使されたが、袁術が漢室の篡奪を目指し自己矛盾の中で崩壊すると自立した。漢室匡輔に共感する後漢の名家周瑜と、安定した亡命先として漢室匡輔に努める孫氏を支持する「二張」ら北來の「名士」とに支えられた孫策は、社会的名位の劣る孫氏への江東人士の反発に對して猛然と弾圧を行つたが、孫策の死去と孫権の人材登用政策により、孫氏と江東人士の妥協が進んだ。その象徴が陸遜と孫策の娘との婚姻であつた。しかし、赤壁を前にして政権の矛盾が爆発し、漢室匡輔のため降服を主張する張昭ら北來「名士」と、漢室匡輔のため曹操打倒を主張する周瑜、および孫呉王朝の建設を主張する魯肅らの主戦論とが對立し、江東人士も沈黙の抵抗を見せた。赤壁の戦いに勝利を収めたため、孫呉の君主権力は強化されたが、北來「名士」

層・江東人士への対応など事後に多くの課題を残した。

赤壁に勝利を収めた孫権は当初、周瑜の説く曹操打倒による漢室匡輔を目指すが、周瑜の死去とともに現実性は希薄化する。ゆえに、魯肅の説く江東での自立政権樹立の方向性を強くするが、張昭を頂点とする北來「名士」層には信頼感を持たず、ために君主権力と「名士」層との対峙性は高まっていた。在地社会に規制力を持つ江東人士の動向も含めながら、かかる赤壁以後の孫呉政権の諸問題は稿を改めて論ずることにしたい。

〔注〕

- (一) 宮川尚志「三國呉の政治と制度」(『史林』三八―一、一九五五年、『六朝史研究 政治・社会篇』日本学術振興会、一九五六年に所収)、『三國軍閥の形成』(『六朝史研究 政治・社会篇』前掲に所収)。
- (二) 川勝義雄「貴族制社会と孫呉政権下の江南」(『中国中世史研究』東海大学出版会、一九七〇年、『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二年に改題のうえ所収)、「孫呉政権の崩壊から江南貴族制へ」(『東方学報』(京都)四四、一九七三年、『六朝貴族制社会の研究』前掲に所収)。
- (三) 大川富士夫「孫呉政権の成立をめぐる」(『立正史学』三一、一九六七年)、「孫呉政権と士大夫」(『立正大学文学部論叢』三三、一九六九年)。いずれも『六朝江南の豪族社会』(雄山閣出版、一九八七年)に所収。
- (四) 田余慶「豔麗案及相關關係―兼論孫呉政権の江東化―」(『中国文化』四、一九九一年)、「孫呉建国的道路」(『歴

史研究』一九九二—一九九三年)。いずれも『秦漢魏晉史探微』(中華書局、一九九三年)に所収。

(五) 石井仁「孫吳政権の成立をめぐる諸問題」(『東北大学東洋史論叢』六、一九九五年)、「孫吳軍制の再検討」(『中国中世史研究 続編』、京都大学学術出版会、一九九五年)。

(六) 山越に関する基本的史料は、陳可畏「東越、山越的來源和發展」(『歴史論叢』一、一九六四年)に網羅されている。山越を民族的にどのように考えるかについては、川本芳昭「六朝における蛮の理解についての一考察」(『史学雑誌』九五—八、一九八六年)、関尾史郎「山越の『漢化』についての覚書」(川本芳昭『六朝における蛮の理解についての一考察』を讀む)、『上智史学』三四、一九八九年)、川本芳昭「山越再論」(『佐賀大学教養学部研究紀要』二三、一九九一年)の論争がある。また、孫吳政権の軍事力との関係については、村田哲也「孫吳政権の軍事力形成と山越討伐の一考察」(『東洋史苑』四七、一九九六年)を参照。

(七) 大川富士夫「吳の四姓」(『歴史における民衆と文化』国書刊行会、一九八二年、『六朝江南の豪族社会』前掲に所収)を参照。

(八) 『三國志』卷四十七 吳主傳注に、「志林曰、吳之創基、(孫)邵為首相、史無其傳、竊常怪之。嘗問劉聲叔。聲叔、博物君子也、云、推其名位、自應立傳。項竣・丁孚時已有注記、此云與張惠恕不能。後韋氏作史、蓋惠恕之黨、故不見書。」とあるように、孫吳政権の初代宰相である孫邵が『三國志』に專傳を持たない理由は、陳壽が主として参照した『吳書』を著した韋昭が、孫邵と対立した張温の一派に属していたためであると虞喜の『志林』は述べている。『三國志』の基となった韋昭の『吳書』は、項竣・丁孚が手がけた孫吳の歴史書には存在していた孫邵の專傳を抹消するという偏向を有していたことが理解できるのである。

(九) 一九九六年末に長沙から出土した孫吳政権に関する莫大な一次史料の概要に関しては、胡平生・宋少華「長沙走馬樓簡牘概述」(『中国出土資料研究会会報』六、一九九七年)が、現在のところ最も参考となる。

(一〇) 従来の研究では、長江下流域全般を華北に対して江南地方と呼称しているが、本稿では地域性を截然とするために、江東を長江が東北に流れる地域の南岸である建業から吳縣付近までの吳郡と會稽郡を中心とする地域の呼称として使用する。これに対して、建業以西の長江南岸地域を江南、長江北岸から淮水南岸までの地域を江北、淮水以北を華北と呼称して論を進めたい。

(一一) 『宋書』卷二十七 符瑞 上に、「孫堅之祖名鍾、家在吳郡富春、獨與母居。性至孝、遭歲荒、以種瓜為業。忽有三少年詣鍾乞瓜、鍾厚待之。三人謂鍾曰、此山下善、可作冢、葬之、當出天子。君可下山百步許、顧見我去、即可葬也。鍾去三十步、便反顧、見三人並乘白鶴飛去。鍾死、即葬其地。地在縣城東、冢上數有光怪、雲氣五色上屬天、衍數里。父老相謂此非凡氣、孫氏其興矣。」とあり、『太平御覽』卷五百五十九 禮儀部三十八 所引『幽冥錄』にもほぼ同様の記載がある。『太平広記』卷三百七十四 靈異 所引『異苑』では、孫堅の父とされている孫鍾は、小説的ではあるが瓜を育てることを生業としたとされており、代々吳郡に仕えていたという『吳書』の記載は、韋昭の曲筆であることが理解できよう。

(一二) 涼州の反乱など当該時期の農民反乱に関しては、木村正雄「黄巾の叛乱」(『東京教育大学文学部紀要』九一、一九七二年、『中國古代農民叛亂の研究』、東京大学出版会、一九七九年に所収)を参照。

(一三) 袁紹集團の構造と「名士」との関係については、渡邊義浩「三國政権形成前史—袁紹と公孫瓚—」(『吉田寅先生古稀記念 アジア史論集』(東京法令出版、一九九七年)を参照。

(一四) 陶元珍「三國吳兵考」(『燕京學報』一三、一九三三年)、唐長孺「孫吳建国及漢末江南的宗部与山越」(『魏晉

南北朝史論叢』(生活・読書・新知三聯書店、一九五五年)、浜口重国「吳・蜀の兵制と兵戸制」(『山梨大学学芸学部研究報告』九、一九五八年、『秦漢隋唐史の研究 上』東京大学出版会、一九六六年に所収)、何茲全「魏晋南北朝的兵制」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』一六、一九四七年、『読史集』上海人民出版社、一九八二年に所収)など、孫呉の軍制に関わる従来の研究のほとんどが、世兵制と奉邑制を孫呉の特徴と理解している。

(二五) 注(二) 所掲川勝論文。また、谷川道雄『中国中世社会と共同体』(国書刊行会、一九七六年)も参照。

(二六) 藤家禮之助「孫呉の屯田制」(『東海大学紀要』文学部四四、一九八五年、『漢三國兩晋南朝の田制と税制』東海大学出版会、一九八九年に所収)。ただし、藤家論文は、奉邑制の存在を否定するわけではない。

(二七) 石井仁「孫呉軍制の再検討」(注(五) 所掲)。石井論文により、従来の世兵制と奉邑制を孫呉の特徴と考える定説は変更を余儀なくされている。

(二八) 『三國志』卷五十 呉主權徐夫人傳注引『江表傳』に、「初、袁術遣從弟胤爲丹楊、(孫)策令(徐)琨討而代之。會(吳)景還、以景前在丹楊、寬仁得衆、吏民所思、而琨手下兵多、策嫌其太重、且方攻伐、宜得琨衆、乃復用景、召琨還。」とあるように、父の徐真が孫堅と交友関係にあり、娘は孫權の徐夫人となった徐琨でさえ、袁胤を討つて丹楊太守となった際、配下に兵士が多かったため、孫策にその大きな勢力を嫌われ、吳景と交代させられている。いとこである徐琨の軍勢拡大をも恐れ、その軍を吳に召し返す孫策の政策と、代々兵の世襲を許すという「世兵制」との距離の遠さを感じざるを得ない。孫呉における世兵は、国家的な制度ではなく、孫堅以来の武将に対する優遇政策の中で考えるべきものであろう。

(二九) 『三國志』卷一 武帝紀に、「袁術與紹有隙、術求援於公孫瓚、瓚使劉備屯高唐、單經屯平原、陶謙屯發干、以逼紹。太祖與紹會擊、皆破之。」とあるように、劉備も公孫瓚の配下として袁紹と戦ったが、袁紹側の曹操によ

り打ち破られている。つまり、三國政權を樹立した君主は、すべて二袁の配下に属したことがあるのである。

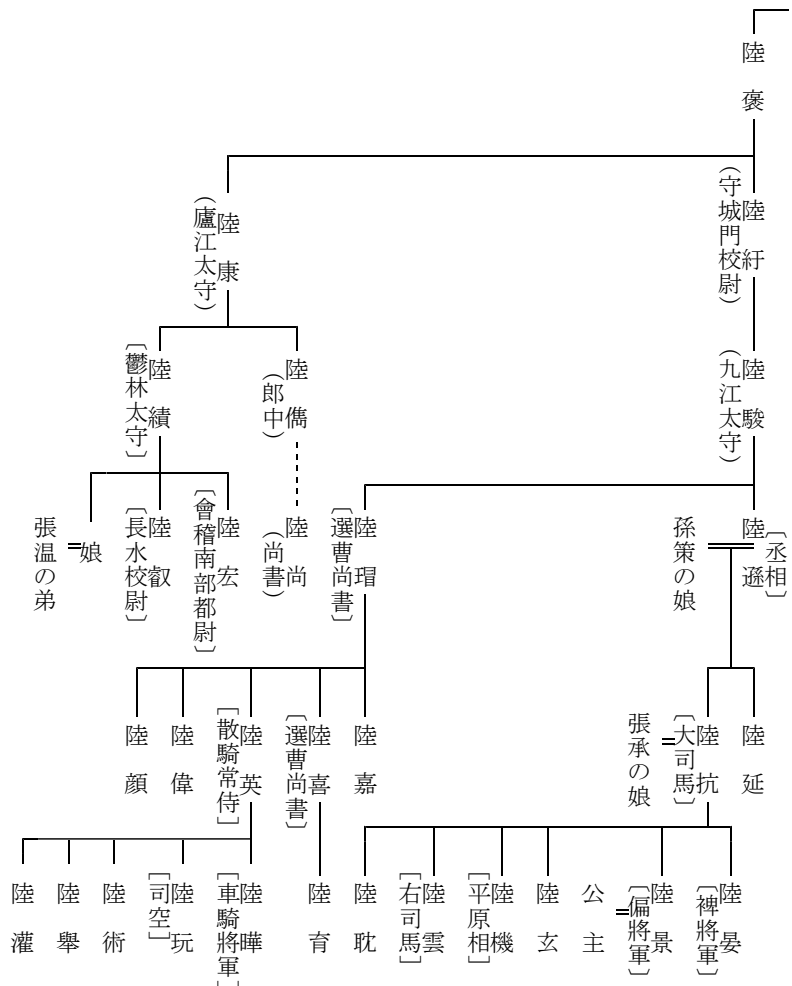
(二〇) 『三國志』卷一 武帝紀注引『逸士傳』に、「及袁紹與弟術喪母、歸葬汝南、(王)儁與公(曹操)會之、會者三萬人。」とあるように、二袁の母の葬儀に参列した者は、三万人に及んだという。後漢末における二袁の勢力の大きさを窺い知ることができよう。

(二一) 方詩銘「論」気侠之士「袁術」(『史林』一九九〇―三、一九九〇年)。また、孫堅を「輕俠」と捉え、袁術との関わりを描く「孫堅軍事力量的形成壮大及其争奪荊豫兩州的戰爭」(『紀念陳寅恪先生誕辰百年學術論文集』北京大學出版社、一九八九年)も参照。

(二二) 漢の「四世三公」という出自に安住する袁術の正統性は、同様の価値観を持つ袁紹と競合する。袁紹を「吾家の奴」(『後漢書』列傳六十五 袁術傳)と袁術が蔑視する理由は、袁紹の打倒によりさらに正統性を顕在化できる政權の存立理念に求めうる。一方で、袁術と対立を続けた袁紹が、袁退した袁術から帝位を譲られるとそれを喜んだことは(『後漢書』列傳六十五 袁術傳)、袁紹が袁術と同一の価値観を有していたことを端的に物語る。

(二三) 袁術に集団への参入を強制されながらも拒否した「名士」には、徐瑋(『三國志』卷一 武帝紀注引『先賢行状』、以下『三國志』を省略)・金尚(卷七 呂布傳注引『典略』)・何(卷十二 何・傳)・華歆(卷十三 華歆傳)・鄭渾(卷十六 鄭渾傳)・陳矯(卷二十一 陳矯傳)・韓暨(卷二十四 韓暨傳)・周瑜(卷五十四 周瑜傳)・魯肅(卷五十四 魯肅傳)・朱治(卷五十六 朱治傳)がある。

(二四) 『三國志』卷三十二 先主傳に、「北海相孔融謂先主(劉備)曰、袁公路(袁術)豈憂國忘家者邪。家中枯骨、何足介意。」とあり、孔子二十世孫で後漢末を代表する「名士」孔融は、袁術を「家中の枯骨」と評し、『三國志』卷四十九 劉繇傳注引『漢紀』に、「劉繇將奔會稽、許子將(許劭)曰、會稽富貴、(孫)策之所貪、且窮在海隅、



(三三) 曹操政権に関する研究は多いが、近年の研究としては、堀敏一「曹操政権と豪族」(『明治大学人文科学研究所紀要』三九、一九九六年)を参照。

(三四) 『三國志』卷五十一 孫贛傳に、「建安十三年、使者劉隱奉詔拜(孫)贛為征虜將軍、領郡如故。」とあるように、孫贛政権存亡の危機であった赤壁の戦いの際、一族の孫贛は曹操との単独交渉で征虜將軍・豫章太守を受けるという裏切り行為を見せている。それほどまでに、客観的な状況は孫贛に不利であった。

(三五) 『三國志』卷六 劉表傳に、「太祖(曹操)以(劉)琮為青州刺史、封列侯。蒯越等侯者十五人。(蒯)越為光祿勳、(韓)嵩大鴻臚、(鄧)羲侍中、(劉)先尚書令、其餘多至大官。」とあるように、劉琮とともに降服した旧劉表政権構成員は、実権は伴わないものの曹魏政権において「大官」に就任することができた。渡邊義浩「蜀漢政権の成立と荊州人士」(注(三〇)所掲)も参照。

(三六) 『三國志』卷五十二 步騭傳に、「會稽焦征羌、郡之豪族、人客放縱。(步)騭與(衛)旌求食其地、懼為所侵、乃共脩刺奉瓜、以獻征羌。……良久、征羌開牖見之、身隱几坐帳中、設席致地、坐騭・旌於牖外、旌愈恥之、騭辭色自若。……旌怒騭曰、何能忍此。騭曰、吾等貧賤、是以主人以貧賤遇之、固其宜也、當何所恥。」とあるように、步騭とともに難を逃れて江東に移住した衛旌は、會稽郡で生計を立てるため、豪族の焦征羌に面会を求め、さんざん辱めを受けた。北来「名士」が、孫贛政権に出仕した理由には、こうした江東豪族からの圧迫を移住先で受けたいことを目的とする場合もあった。したがって、曹操が南下した際に、孫氏に忠誠を尽くす必要性を感じない北来「名士」も多かったのである。

(三七) 『三國志』卷五十四 魯肅傳に、「(周)瑜謂(魯)肅曰、昔馬援答光武云、當今之世、非但君擇臣、臣亦擇君。今主人親賢貴士、納奇・異、且吾聞先哲祕論、承運代劉氏者、必興于東南、推・事勢、當其・數。終構帝基、以協天

孫策		孫堅		君主		
氏名	本貫	初從年代	族	祖名	備考	典拠
呂範	豫州汝南細陽	一八四年?	○	—	孫河とともに孫策の股肱。	三五六に專傳
黃蓋	荊州零陵泉陵	一八四年	×	—	赤壁の戦いで火攻めを実行。	三三五に專傳
朱治	揚州丹陽故鄣	一八四年	○	—	孫權を孝廉に推挙。	三五六に專傳
芮祉	揚州丹陽	孫堅期	?	—	孫堅の族子。	61潘濬傳「吳書」
孫河	揚州吳郡吳	孫堅期	○	?	旧姓愈氏。孫堅の族子。	三五一孫韶傳
徐琨	揚州吳郡富春	孫堅期	?	?	父の徐真は孫堅と交友。	三五〇徐夫人傳
吳景	揚州吳郡	孫堅期	○	?	孫堅の吳夫人の弟。	三五〇吳夫人傳
程普	幽州右北平土垠	一八四年	—	—	「程公」。赤壁の際、周瑜と左右督。	三五五に專傳
韓當	幽州遼西合史	一八四年	—	—	「程公」。赤壁の際、周瑜と左右督。	三五五に專傳
呂蒙	豫州汝南富波	一九六年?	×	—	のち学問に励む。	三五四に專傳
胡綜	豫州汝南固始	一九六年	—	×	文学で著名。孫權と一緒に学ぶ。	三五六に專傳
潘璋	兗州東郡發干	一九六年	×	—	琅邪の趙昱・東海の王朗と斉名。	三五五に專傳
張昭	徐州彭城	一九五年	—	—	一二張。儒教に加え、文学・書。	三五二に專傳
張紘	徐州廣陵	一九三年	—	—	歩騭と共に自給。	三五三に專傳
衛旌	徐州廣陵	孫策期	?	—	孫策の参謀、赤壁時、降服論を唱える。	三五三張紘傳
秦松	徐州廣陵	孫策期	?	—	孫策の参謀、早く卒す。	三五三張紘傳
陳端	徐州廣陵	孫策期	?	—	天文、占数に優れる。	三五三張紘傳
劉惔	青州平原	一九六年?	—	—	孔融の評価を受ける。	三五三張紘傳
太史慈	青州東萊黃	一九四年	—	○		三五三張紘傳
蒋欽	揚州九江壽春	一九四年	—	—		三五三張紘傳
周泰	揚州九江下蔡	一九四年	—	—		三五三張紘傳

表「孫呉政権の人的構成」

〔凡例〕 族の項目○は豪族としての勢力あるいは経済力のある者を表す。×はそれが無いものを表す。

祖の項目○は二代以上三公を出した家かそれに準ずる家、○は二代以上二千石を出した家かそれに準ずる家、

●は父・祖父が官に就いていた家かそれに準ずる家、△は父あるいは祖父が官に就いていた家、

×は祖先が官に就いたとは考えられない家を表す。

名の項目○は名声があり、「名士」と考え得る者を表す。備考には具体的な名声や人物評価を記している。

×は名声のない者を表す。なお、すべての項目にわたって、記載なきものは、不明は?とした。

典拠の三は『三國志』を表すが一部「三」を省いたものもある。×に專傳とは、專傳を有することを表す。

符、是烈士攀龍附鳳馳驚之秋。吾方達此、足下不須以子揚〔劉曄〕之言介意也。肅從其言。」とあるように、実は周瑜も魯肅を引き止める際に、劉氏に代わるものは東南から興するという符命を魯肅に告げ、孫權が帝王となるべきことを示唆している。しかし、周瑜は公的には漢室の護持を主張していた。それは、周瑜が代々後漢の三公の家柄であることが大きく影響しているであろうが、こうした意味で周瑜は、漢代的な価値観を継承し続ける「名士」であった。これに対して、周瑜の評価により「凡品」(『三國志』卷四十七 吳主傳)から成り上がった「名士」である魯肅は、次代への価値観を創出することが容易な立場にあった。ゆえに、漢の復興という呪縛から解放され、新たな王朝の建設を積極的に主張できたのである。

(三八) 漢代的「寛治」に関しては、渡邊義浩『『徳治』から『寛治』へ』(『中国史における教と国家』雄山閣出版、一九九四年、『後漢国家の支配と儒教』前掲に改題のうえ所収)を参照。

孫權																								
舒	諸葛瑾	諸葛恪	徐盛	嚴	嚴	蔡	謝	呂	華	袁	徐	范	裴	步	魯	滕	是	孫	劉	謝	趙	羊	李	閻
兗州陳留	徐州琅邪陽都	徐州琅邪陽都	徐州琅邪陽都	徐州彭城	徐州彭城	徐州彭城	徐州彭城	徐州廣陵海陵	徐州廣陵江都	徐州廣陵	徐州廣陵	徐州廣陵	徐州廣陵	徐州臨淮陰	徐州臨淮東城	青州北海劇	青州北海營陵	青州東萊牟平	荊州南陽宛	荊州南陽	荊州南陽	荊州襄陽	荊州江夏	
孫權期	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	一〇〇年	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
孫權の姉の婿弘咨が推挙。	諸葛瑾の子。	孫權の姉の婿弘咨が推挙。	諸葛瑾の子。	孫權の姉の婿弘咨が推挙。	諸葛瑾の子。	孫權の姉の婿弘咨が推挙。	諸葛瑾の子。	孫權の姉の婿弘咨が推挙。	諸葛瑾の子。	孫權の姉の婿弘咨が推挙。	諸葛瑾の子。	孫權の姉の婿弘咨が推挙。	諸葛瑾の子。	孫權の姉の婿弘咨が推挙。	諸葛瑾の子。	孫權の姉の婿弘咨が推挙。	諸葛瑾の子。	孫權の姉の婿弘咨が推挙。	諸葛瑾の子。	孫權の姉の婿弘咨が推挙。	諸葛瑾の子。	孫權の姉の婿弘咨が推挙。	諸葛瑾の子。	
三51孫鄰傳	三52に專傳	三64に專傳	三55に專傳	三53に專傳	三55に專傳	三53に專傳	三55に專傳	三53に專傳	三55に專傳	三53に專傳	三55に專傳	三53に專傳	三55に專傳	三53に專傳	三55に專傳	三53に專傳	三55に專傳	三53に專傳	三55に專傳	三53に專傳	三55に專傳	三53に專傳	三55に專傳	

孫權										孫策														
濮陽興	鄭泉	鄭	蔣	薛	何	陳	程	馮	張	微	趙	全	凌	吾	顧	陸	魏	虞	董	賀	陳	周	祖	
兗州陳留	豫州陳郡	豫州沛郡	豫州沛郡	豫州沛郡	豫州沛郡	豫州沛郡	豫州沛郡	豫州沛郡	司隸河南	司隸河南	司隸河南	揚州吳郡錢唐	揚州吳郡餘杭	揚州吳郡烏程	揚州吳郡吳	揚州吳郡吳	揚州會稽餘姚	揚州會稽餘姚	揚州會稽餘姚	揚州會稽山陰	揚州會稽山陰	揚州廬江松滋	揚州廬江舒	揚州丹陽
孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫策期	孫策期	孫策期	孫策期	孫策期	孫策期	孫策期	孫策期	孫策期	孫策期	孫策期	孫策期	孫策期
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	張昭・孫邵と共に朝廷の儀礼を定める	
三64に專傳	47吳主傳『吳書』	47吳主傳『吳書』	357陸瑁傳	353に專傳	48孫皓傳『江表傳』	47吳主傳『吳書』	353に專傳	47吳主傳『吳書』	353に專傳	47吳主傳『吳書』	353に專傳	363に專傳	360全琮傳	355凌統傳	357に專傳	352に專傳	357に專傳	357に專傳	355に專傳	360に專傳	355に專傳	354に專傳	355に專傳	51孫輔傳『江表傳』

孫皓	孫休				孫亮	孫權															
張儼	邵嘯	華覈	賀邵	張悌	石偉	周昭	樓玄	朱育	王蕃	士燮	甘寧	聶友	徐原	卜靜	張敦	暨豔	殷禮	韋曜	周魴	弘咨	
揚州吳郡吳	揚州會稽	揚州吳郡武進	揚州會稽山陰	荊州襄陽	荊州南郡	豫州潁川	豫州沛郡蕪	揚州會稽山陰	揚州廬江	交州蒼梧廣信	益州巴郡臨江	揚州豫章	揚州吳郡	揚州吳郡	揚州吳郡	揚州吳郡雲陽	揚州吳郡雲陽	揚州吳郡雲陽	揚州吳郡雲陽	揚州吳郡陽羨	揚州吳郡曲阿
孫皓期	孫皓期	二五八年？	一五八年	孫休期	一五八年	孫休期	一五八年	孫亮期	二五三年？	二一〇年	二〇三年？	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
晋への使者となる。	文章に優れる。『呉書』を著す。		孫休が特に召し出す。晋爵を受けず。	『呉書』を著す。	會稽人士の歴史を列挙。	『春秋左氏傳』に秀でる。	虞翻・諸葛恪の評価	呂岱と交友。	陸遜と奇名。	陸遜と奇名。	張温が評価。人物評価を好む。	顧邵が拔擢。									孫權の姉婿。
48孫皓傳『呉録』	48孫皓傳『會稽郡氏家傳』	36に專傳	48孫皓傳『襄陽記』	48孫皓傳『楚國先賢傳』	352歩騭傳	365に專傳	57虞翻傳『會稽典録』	365に專傳	349に專傳	355に專傳	64諸葛恪傳『呉録』	360呂岱傳	52顧邵傳『呉録』	52顧邵傳『呉録』	357張温傳	52顧邵傳『通語』	365に專傳	360に專傳	352諸葛瑾傳		

孫權																									
徐詳	陸瑁	陸凱	朱據	張允	陸遜	朱桓	孫弘	留贊	魏滕	吳範	徐陵	駱統	丁固	謝承	鍾離牧	闕澤	丁奉	唐固	何遂	朱然	潘濬	孟仁	李允		
揚州吳郡烏程	揚州吳郡吳	揚州吳郡吳	揚州吳郡吳	揚州吳郡吳	揚州吳郡吳	揚州吳郡吳	揚州會稽	揚州會稽長山	揚州會稽上虞	揚州會稽上虞	揚州會稽太末	揚州會稽烏傷	揚州會稽山陰	揚州會稽山陰	揚州會稽山陰	揚州會稽山陰	揚州廬江安豐	揚州丹楊	揚州丹楊句容	揚州丹楊故鄣	荊州武陵漢壽	荊州江夏	荊州江夏		
孫權期	一三二年	一二二年	一二二年	孫權期	一二二年	一〇〇年	孫權期	孫權期	孫權期	一〇〇年	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	孫權期	二一〇年？	二一〇年？	孫權期	孫權期	二〇〇年	二一九年	孫權期	孫權期	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
陸遜の弟。	陸遜の族子。	顧雍・張昭らの評価を受ける張温の父	孫策の娘を娶る。夷陵の戦い。	孫權の恩倖を受け、中書令。	凌統の評価。	凌統の評価。	党錮の際の「八俊」魏朗の子。	曆法、風気をよくする。	虞翻が評価。	虞翻が評価。儒教・曆学をよくする。	開墾した土地を譲る。	『後漢書』を著す。	虞翻が評価した丁覽の子。	『国語』『公羊傳』『穀梁傳』に注。	娘が孫和の姫となり、孫皓を生む。	朱治の姉の子。孫權と一緒に学ぶ。	宋忠に師事。王粲の評価を受ける。	南陽の李肅に師事。							
362胡綜傳	357に專傳	361に專傳	357に專傳	357に專傳	358に專傳	356に專傳	352張休傳	64孫峻傳『呉書』	352張休傳	352張休傳	352張休傳	352張休傳	352張休傳	352張休傳	352張休傳	352張休傳	352張休傳	352張休傳	352張休傳	352張休傳	352張休傳	352張休傳	352張休傳	352張休傳	